⑵　工事名
①工事　砺波東バイパスいかるぎの大橋上部その１工事（以下「①工事」という。）（電子入札対象案件）
②工事　砺波東バイパスいかるぎの大橋上部その２工事（以下「②工事」という。）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
①工事　富山県砺波市頼成～徳万地先
②工事　富山県砺波市徳万地先
⑷　工事内容
①工事　ＰＣ６径間連続中空床版橋
・架設支保工　１式
・支承工　28個
・鉄筋　251.98ｔ
・コンクリート　2,624㎥
・ＰＣケーブル　6,243m
・橋梁付属物工　１式
②工事　ＰＣ８径間連続中空床版橋
・架設支保工　１式
・支承工　36個
・鉄筋　336.28ｔ
・コンクリート　3,514㎥
・ＰＣケーブル　8,520m
・橋梁付属物工　１式
⑸　工期
①工事　契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで
②工事　契約締結日の翌日から平成31年１月25日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
５）総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈡において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
６）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行工事である。
本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。
７）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成29・30年度一般競争参加資格においてプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成14年度以降に元請けとして完成した工事で、下記１）から２）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
２）橋梁形式がポストテンション方式のＰＣ連続中空床版橋であること。
ただし、１）から２）は同一工事であること。
⑸　国土交通省地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）発注の平成26、27年度に完成した一般土木工事の工事成績評定点で60点未満を２件以上有しないものであること。
⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
なお、本公告において申請できる技術者は１名とする。（上記１．で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は同一の１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成14年度以降に、元請けとして完成した上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）前記１）の資格及び２）の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記ⓐ又はⓑの施工経験を有すること。（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記ⓐ又はⓑに掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。
ⓐ　前記２）の要件を満たす者。
ⓑ　平成24年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。